

## 議案第 80 号

### 前橋市市税条例の改正について

令和 6 年 7 月 2 日提出

前橋市長 小 川 晶

### 前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和 26 年前橋市条例第 302 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条の 6 第 1 項前段中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 57 条各号列記以外の部分中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 2 条の 2 の 3 を削る。

附則第 15 条の 2 第 1 項中「3 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同条中第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 15 条の 2 中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 57 条各号列記以外の部分の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 39 条の 6 第 1 項の改正規定及び附則第 2 条の 2 の 3 を削る改正規定並びに次項の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の前橋市市税条例（以下「新条例」という。）第39条の6第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

3 新条例附則第15条の2第1項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2第4項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第15条の2第7項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに整備される新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。